

秋田県条例第十一号

秋田県国民健康保険運営協議会条例

(設置及び所掌事務)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定に基づき、同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第十一条第一項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、秋田県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織及び委員の任期)

第二条 協議会は、委員十一人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ当該各号に定める人数以内で知事が任命する。

一 国民健康保険の被保険者を代表する者 三人

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する者 三人

三 公益を代表する者 三人

四 国民健康保険法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者を代表する者 二人

3 委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第三条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(委任規定)

第五条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。
附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
(失効)

- 2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「後期高齢者医療審査会の委員」を「後期高齢者医療審査会の委員
国民健康保険運営協議会の委員」に改める。